

青森県報

第二千五百二十二号

平成十七年
八月二十九日
(月曜日)

目次

告示

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退…………… (保健衛生課) …… 一

公告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告…………… (県民生活課) …… 一

右 同…………… (政 策 課) …… 一

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (経 理 課) …… 二

建設業者の許可の取消し…………… (弘前県土整備事務所) …… 二

右 同…………… (八戸県土整備事務所) …… 三

告 示

青森県告示第六百九十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十七年八月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人弘前総合舞台芸術研究所

三 代表者の氏名

小野 作次郎

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字富野町六之三

五 定款に記載された目的

この法人は芸術、文化活動を行う人々に対して、芸術文化に関する地域のニーズ等の調査、関係者及び関係団体とのネットワークの構築、伝統文化の継承と活性化を図る事業を行うことによつて、地域における芸術文化の振興とよりよいまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
くまざわ整形外科クリニック 片野クリニック かしわざき循環器クリニック	黒石市野添町六四の三 弘前市外崎五丁目一の七 八戸市柏崎四丁目一六の二九	平成二七・六・一 二七・七・二〇 二七・七・三

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十七年八月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人はちのへ地域再生シニア協議会

三 代表者の氏名

古玉 農二

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字十三日町二二

五 定款に記載された目的

この法人は、少子化と高齢化が同時に進行し、地域の活力が衰退するとともに地域空洞化が現実のものとなつた今日、地域を再生する為に活力を持ったシニア世代が核となり、今までに培つてきた知恵と技術と人脈を活かし、それぞれの能力を結集して、八戸市及び周辺市町村の産業・教育・文化等の活性化を図る事業を行うことによつて、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

空港用高速ロータリ除雪車（六〇〇PS） 一台

二 調達方法

交換

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局経理課

青森市長島一丁目一の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成十七年八月八日

六 契約の相手方の名称及び住所

北日本TCMイワフジ株式会社

秋田県秋田市寺内字神屋敷二九五の六一

七 契約金額

六千四百七十八万五千円

八 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされると判断した製作仕様書等を提出し、かつ、交換差金に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成十七年六月二十日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社ノース・ウッド・ホームズ

二 代表者の氏名 三浦 長利

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字高田二丁目九の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第二〇〇二二三号

五 取消年月日 平成十七年八月九日

六 取消しに係る建設業の許可

七 建築工事業に係る一般建設業の許可
取消しの原因となった事実

平成十七年七月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社大策建設工業

二 代表者の氏名 野口 正雄

三 主たる営業所の所在地 八戸市新井田西二丁目一〇の七

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第二七〇号

五 取消年月日 平成十七年八月九日

六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年七月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭